

令和元年（2019年）

8月那覇市議会臨時会

議案書

令和元年8月5日

令和元年(2019年)8月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第73号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第4号)	予算決算委員会 (3分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第74号	財産の取得について(災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車).	総務委員会	消防局 総務課	1
報告第26号	専決処分の報告について(車両事故)	建設委員会	環境部 クリーン推進課	3
報告第27号	専決処分の報告について(市道識名繁多川 線陥没穴による車両損傷事故)	建設委員会	都市みらい部 道路管理課	5
報告第28号	専決処分の報告について(市道古島38号側 溝鉄蓋破損による車両損傷事故)	建設委員会	都市みらい部 道路管理課	7
報告第29号	専決処分の報告について(工事請負金額の 変更)	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	9
報告第30号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	11

財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）

次のとおり災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

令和元年 8 月 5 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 品名、規格及び数量 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（CD－1 型）
1 台、（A－2 級ポンプ、水槽容量 800 L） |
| 2 | 購 入 の 目 的 | 経年劣化した消防ポンプ自動車を更新し、消防力の
強化を図る。 |
| 3 | 購 入 の 方 法 | 指名競争入札 |

（提案理由）

経年劣化した消防ポンプ自動車を更新する目的で購入する財産について、
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の 規
定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 5 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 22 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 南城市大里字稲嶺在
賠 償 額 343,232 円

専決処分の報告について
(市道識名繁多川線陥没穴による車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 5 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 16 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 市道識名繁多川線陥没穴による車両損傷事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市字上間在

賠 償 額 21,600 円

専決処分の報告について
(市道古島 38 号側溝鉄蓋破損による車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 5 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 16 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 市道古島 38 号側溝鉄蓋破損による車両損傷事故

2 賠償の相手方
及び賠償額

相 手 方 那覇市古島在

賠 償 額 122,975 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 5 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 11 日

那覇市長 城間 幹子

- 1 議決事件名 工事請負契約について「大名市営住宅第 3 期建替工事（E 棟・建築）」（平成 30 年 3 月 19 日同意）

工 事 名 大名市営住宅第 3 期建替工事（E 棟・建築）

契約の相手方

受注者 照正組・オリジン建設・大匠アーキプロ共同企業体

代表者 住 所 沖縄県那覇市字国場 1170 番地の 6
商 号 株式会社 照正組
代表者 代表取締役 照屋 圭太

構成員 住 所 沖縄県那覇市樋川 2 丁目 6 番 10 号
商 号 株式会社 オリジン建設
代表者 代表取締役 長山 宏

構成員 住 所 沖縄県那覇市字銘苅 269 番地 1
商 号 株式会社 大匠アーキプロ
代表者 代表取締役 與儀 實通

- 2 変更する事項 請負代金額

既 決 金 額 1, 2 0 4, 7 1 7, 3 2 0 円

変 更 金 額 1, 2 1 4, 6 1 2, 9 2 0 円

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 5 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 17 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市古波蔵在 |
| | 賠 償 額 | 241,440 円 |

